

保守業務委託契約締結に関する協定書（案）

鳴門市（以下「甲」という。）が発注する「パーソナルコンピュータ及びレーザープリンタ購入（以下「物品売買契約」という。）に係る保守業務委託契約について、発注者と物品売買契約の受託者である*****（以下「乙」という。）は、次の条項により協定を締結する。

（保守業務委託契約の金額）

第1条 保守業務委託契約の金額は、物品売買契約に係る鳴門市制限付一般競争入札において乙から提案された保守業務委託料（48ヶ月分）*****円を上限額とし、保守業務委託契約の締結をするものとする。

（保守業務委託契約の期間）

第2条 保守業務委託契約は、物品納入日から1年が経過した日から当該年度の3月31日までを契約の期間とし、以後1年ごとに契約を締結し、最長48ヶ月とする。なお、物品納入日から当初の1年間については、別添仕様書1に基づき無償保証期間とすること。

（保守業務委託契約の仕様書及び仕様変更）

第3条 保守業務委託契約に係る仕様書は、物品売買契約に係る発注公告に示した仕様書（別添仕様書3）によるものとする。ただし、甲が保守業務委託契約締結時に仕様変更を申し出たときは、双方の協議によりその仕様を変更できるものとする。

（発注者の責務）

第4条 甲は、甲の都合により当該保守業務委託契約の締結ができない場合において、一切その責を負わない。また、乙は、その場合において異議を申し立てすることはできない。

（受託者の責務）

第5条 乙は、当該協定書に基づく権利義務を第三者に譲渡又は担保権の設定をすることはできない。

（契約の締結）

第6条 乙は、当該協定書に基づき、甲より保守業務委託契約の締結を求められた場合は、速やかに契約締結に応じなければならない。

2 前項の契約締結に応じない場合は、第1条に掲げる契約額の10分の1の金額を違約金として甲が指定する期限までに支払うものとする。

（双方の協議）

第7条 当該協定書に定めのない事項について必要が生じた場合、又は協定書に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議し定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 鳴門市
鳴門市長 泉 理彦

乙 * * * * *
* * * * * * * * *